



小規模共済 加入をあきらめないで

法人編 従業員数であきらめていた

個人編 代表者でないからあきらめていた



小規模共済制度をご存知ですか？

退職金を自分で掛けて(共済金を積み立てる)、自分で受け取ることが、
ができます。(なお、本人死亡の場合には、死亡退職金として)

個人経営者は、事業主(本人)退職金を支払っても、それが経費として認められません。

小規模共済なら、自分の通算掛金をベースに一定の条件のもと、退職金となります。

法人経営の場合、退職時の業績によっては、法人からの「退職金」をもらいたくても、
支払うことができない場合もあります。

「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の小規模共済事業は是非活用したいですね。

この掛金は、全額所得控除となり、受け取ったら退職所得となります。

退職金としてまとめてもらっても、節税効果は絶大です。

この制度を知っていても、加入をあきらめている方もいますので、特集しました。

(その1) 法人編 「うちは、従業員が多いから加入できない。」

小規模企業共済の名前通り、事業規模が小規模でないと加入できません。

この加入要件に、「従業員数」のしぼりがあり、業種により5名若しくは20名以下と
なっております。

もし、加入要件を満たさない法人の社長さん。

セカンド法人を設立すれば、加入要件を満たすことになりませんか？

セカンド法人は、小規模共済加入以外に相続対策、事業承継対策にも活用すれば、
一石何鳥にもなりますね。ただし、セカンド法人には、注意することもあります。

関与の税理士に相談し、アドバイスを受けてください。

小規模共済の加入基準などは、機構のホームページにてご確認ください。

小規模共済は、掛金が月額最高7万円までです。

開業当初は2万円。その後掛金を引き上げて、現在12年目となりました。

脱サラ組です。同期がもらえる退職金相当を目標に今後も掛け続けたいと考えております。

（その２）個人専従者は、個人事業主でないから加入できない？

(従業員はいません。)(奥様は青色専従者。)

平成28年4月からの改正により、奥様にも加入の道が開けました。

具体的には、「共同経営計画書」を作成することになります。

バージョンのため、事業主と共同経営者1名バージョンに作り替える必要があります。

なお、加入が認められても3年ごとに、実態の確認をされる予定です。

以上、あきらめないで2例をご紹介しました。

万代つばさグループ代表 発行者 八百板 誠	(税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士) (八百板誠行政書士事務所)
---------------------------------	--

事 務 所 : 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 (8階建の1階奥です)
025(228)4697

0 2 5 (2 2 8) 4 6 9 7

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。